

横浜富士見丘学園中等教育学校
横浜富士見丘学園中学校・高等学校

PTA のしおり

2020. 4. 1 作成

目 次

	ページ
■PTA の組織	3
■令和元年度（2019 年度）事業報告	
・ 本部	4
・ 常任委員会	10
■PTA 規約	5～9
■令和2年度（2020 年度）	
本部役員会・常任委員会活動案 概要	11

■PTAの組織

●理事長

●校長

●学校側役員

副会長 副校長 1名
書記 専任教職員 2名
会計 事務長 1名
理事 専任教職員 3名

計7名

●保護者側役員

本部

会長 1名
副会長 2名(学校内担当1名、保護連担当1名)
幹事 (必要に応じて2~3名置くことができる)
書記 2名(記録・広報)
会計 3名

常任委員会

PTA 運営委員会

- ・運営委員長 1名
- ・運営副委員長 1名
- ・各学年運営委員

※
役員会

平成31年度(2019年度)事業報告

本 部		
	学校内での活動	私学保護者会連合会での活動
4	・入学式出席(7日) ・役員会・全体会(13日) ・総会(20日)	
5	・役員会(18日) ・体育祭(24日)	・私学総会(23日)
6	・役員会(15日)	・理事会(11日)
7	・役員会 13日)	・中高役員懇親会(3日)
8		・関東地区私学保護連総会(23日) 栃木
9	・役員会(14日) ・文化祭準備(27日) ・文化祭運営(28、29日)	・神奈川県私立中学高等学校振興大会(4日)
10	・役員会(19日)	・理事会(8日)
11	・役員会(16日) ・芸術鑑賞会 於:本校大講堂(21日)	・研修事業(17日) ・私学振興大会(25日)
12	・役員会(7日)	・全国振興大会(18日)
1		・新春の集い(16日)
2	・役員会(15日)	・研修事業(20日)
3	・卒業式出席(1日)	・理事会(10日)

横浜富士見丘学園中等教育学校PTA規約

第1章 名 称

第1条 本会は横浜富士見丘学園中等教育学校PTAと称し事務所を学校内に置く

第2章 目 的

第2条 本会は横浜富士見丘学園中等教育学校(以下学校と言う)生徒の保護者と学校教職員との協力により生徒の教育的環境の整備につとめ、その善導と福祉の増進をはかり、あわせて会員相互の向上と親睦をはかることを目的とする

第3章 事 業

第3条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う

1. 会員相互の向上と親睦をはかるため講演会、講習会、見学会の実施
2. 生徒の学校内外における教育的環境の整備上必要な事業及びその助成
3. 生徒の福祉増進となるべき事業及びその助成
4. 学校行事に対する積極的参加
5. 学校教職員の地位の向上を促進するための協力
6. その他本会目的達成上必要な事業
7. 父親の会との学校行事における相互協力体制

第4章 資産の蓄積及び管理

第4条 本会は目的達成上必要な資産を蓄積する

前項資産の蓄積及び管理の方法については総会の決議により別に定める

第5章 会 員

第5条 本会は学校に在籍する生徒の保護者及び学校の理事長、校長、専任教職員をもって組織する
但し、学校に特別の関係を有しかつ教育に深い関心を持つ者及びPTAの運営に協力すると認められた者は役員会の議を経て特別会員に推薦することが出来る

本会に顧問を置くことがある。顧問は特別会員の中から前項の手続きを経て会長が委嘱する

第6条 本会の会員は本会の運営に必要な会費を負担しなければならない
但し特別会員はこの限りでない

第7条 本会会員は本会の実施する各事業に積極的に協力しなければならない

第8条 特別会員は総会に出席して意見は述べられるが決議に加わることはできない。顧問も又同じである

第6章 役員

第9条 役員会は下記の役員及び理事長、校長をもって構成する

1. 会長 1名(保護者)
2. 副会長 3名(保護者2名、副校長)
3. 幹事 (必要に応じて2~3名を置くことが出来る)
4. 書記 4名(保護者2名、専任教職員2名)
5. 会計 4名(保護者3名、事務長)
6. 理事 3名(専任教職員3名)
7. 常任委員会(運営委員会) 委員長・副委員長

第10条 役員の任期はそれぞれ1年とし、但し再選は妨げない
補欠によって選出された者の任期は前任者の残任期間とする
副会長、書記、会計(教職員を除く)の選出は立候補も含め役員会に委嘱し、総会をもって承認する
立候補を希望するものは所定の期間内に会長へ立候補届(様式1)を提出する
会長、副会長(私学連担当)及び教職員役員の選考は、校長に一任する

第11条 会長は本会を代表し、会務を統括する
副会長は会長を補佐し、会長不在の場合は代理を務める
書記は総会、役員会等の議事録を作成し、通知その他の庶務を行う
会計はすべての会計事務を担当し、総会において決算報告を行う

第7章 決議機関及び執行機関

1. 総会

第12条 本会の最高決議機関は総会とする

第13条 総会は通常総会及び臨時総会とする。通常総会は毎年2回、4月と11月に開催する。
臨時総会は役員会で必要と認めた時、または会員5分の1以上の開催要求があった時開催する

第14条 総会は会員の5分の1以上の出席をもって成立する
委任状による出席は定足数に算入する

第 15 条 総会は次に掲げる事項を決議する

1. 規約の変更に関する事項
2. 本会の解散、合併並びにこれに伴う資産の処理
3. 本会の事業計画案・予算の決議及び事業報告・決算報告の承認
4. その他会運営上重要な事項

総会の決議は出席会員の過半数の同意を必要とする

第 16 条 総会は会長が召集する。総会の議長は出席会員から推薦し会議の運営をはかるものとする

2. 役員会

第 17 条 役員会は次の事項を執行する

1. 総会に提出する議案の作成
2. PTA 運営委員会より提案された諸計画の審議調整
3. 総会で委任された事項
4. 細則の制定及び改定 但しこの場合はただちに会員に通知する
5. その他必要な事項

第 18 条 役員会は会長が召集し、原則として毎月 1 回開催する

役員会は構成員の半数以上の出席をもって成立し、その決議は出席者の過半数とする

3. 常任委員会

第 19 条 本会に次の常任委員会を置く

1. PTA 運営委員会

第 20 条 常任委員会は次の業務を分任する

PTA 運営委員会の分任事項

- 学校と家庭との連絡をはかり、教育活動に協力する
- 各学級、学年にかかわる活動の計画及び運営
- 学校行事並びに生徒の学習活動に対する援助
- 会員の教養及び成人教育助成に関する事項
- 会員相互の親睦に関する事項
- 生徒の保健並びに安全教育に関する事項
- 校内環境の美化、整備に関する業務
- 会員及び生徒の福祉厚生に関する事業

第 21 条 常任委員会は役員(保護者)および各クラスから選出された保護者をもって組織する常任委員の任期は 1 年とし再選は妨げない

第 22 条 常任委員会は、委員長 1 名、副委員長 1 名をおく。なお委員長、副委員長は保護者より互選する

4. 特別委員会

第 23 条 特別委員会は役員会が必要と認めた場合設置することができ任務が終了すると同時に解散する

第8章 会計

第24条 本会の経費は、会費、寄付金、事業収入、その他の収入をもってあてる

第25条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる

第9章 会計監査

第26条 本会に会計監査2名を置く。選出は役員会に委嘱し、任期は1年とする。必要に応じ会計監査を行い総会において報告する

第10章 慶弔規定

第27条 本会は会員並びに生徒が、本規約第28条から第31条に掲げる諸条項該当した場合、各条項に規定する金品等を該当者またはその家族に対して支出する

第28条 弔辞に関しては次の通りとする

1. 次の場合、金1万円の香典と花輪（生花）をおくり弔意を表す

・生徒 ・会員 ・生徒と同居の兄弟姉妹 ・教職員・教職員の配偶者、子、実父母、同居の義父母・学校医

2. 教職員の同居していない義父母には、金1万円の香典をおくり弔意を表す

第29条 災害等により、会員の住居に被害があった場合は見舞金として1万円をおくる。但し、自然災害の場合はこの条項は適用しない

第30条 生徒または本校所属団体が、学業あるいはスポーツ活動等において、優秀な成績を修めるなど慶祝に値する事項が発生した場合、役員会にて協議のうえ当該生徒または団体を表彰することができる

第31条 その他、本規定に該当しない事項が生じた場合は、役員会にて協議する。なお、緊急の場合は会長一任とするが、役員会での事後承認を必要とする

第11章 付 則

第32条 本規約は昭和42年4月1日より実施する

第33条 本会事務処理規定は役員会の決議により別に定める

第34条 平成17年5月11日一部改正

第35条 平成18年2月21日一部改正

第36条 平成20年2月20日一部改正

第37条 平成22年4月24日一部改正

第38条 平成23年2月19日一部改正

第9・19・20条 平成27年4月18日一部改正

第9・11・17・21～22条 平成29年4月22日一部改正

第3・10条 平成31年4月1日一部改正

第9・13条 令和元年11月16日一部改正

平成31年度（2019年度）事業報告（運営委員会）

	常任委員会	親睦会
4	・常任委員会（13・20日）	
5	・常任委員会（18日）	H1（18日）
6	・常任委員会（15日）	J1（15日） 中5・H2（15日） J2（26日）
7	・常任委員会（13日）	
8		
9	・常任委員会（7日） ・文化祭準備（27日） ・文化祭（9/28・29日）	
10	・常任委員会（19日）	中6（19日）
11	・常任委員会（16日）	中5・H2（16日）
12	・常任委員会（7日）	J1（7日） 中3（22日）
1		H1（18日）
2	・常任委員会（15日）	
3		

※文化祭準備に関しては、各担当に分かれて活動しました。

令和2年度(2020年度)活動案 概要

本 部		
	学校内での活動	私学保護者会連合会での活動
前期	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業・予算の立案 ・ 総会 ・ 常任委員全体会 ・ 役員会 ・ PTA だよりの発行(年数回) ・ 文化祭・催し物企画・各委員会の調整 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 理事会 ・ 総会(5月) ・ 全私学展(7月)
後期	<ul style="list-style-type: none"> ・ 役員会 次年度への申し送り準備 ・ 総会 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 理事会 ・ 神奈川県私学振興大会 ・ 第1回研修事業(10月) ・ 全国私学振興大会 ・ 第2回研修事業(2月) ・ 新春のつどい
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・ PTA 各サークルのバックアップ 	

PTA 運営委員会
常任委員会 総会 常任委員会(年間計画作成)
クラス親睦会の開催 文化祭への協力 その他本部活動の協力

* 運営委員会の活動は委員選出後、協議の上、決定します

●PTA ホームページのお知らせ
学校ホームページ (PTA のページ)

トップページ下部『PTA』のバナーをクリックしてご覧ください。

PTA 本部へのお問い合わせは yokohamafujimipta@yahoo.co.jp へ